

## 川崎市上下水道局課長補佐設置運営要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、川崎市上下水道局事務分掌規程（昭和56年水道局規程第9号。以下「事務分掌規程」という。）第7条第3項の規定に基づき、課長補佐を設置する場合の基準及び課長補佐の職務等を定めることにより、事務の適正かつ円滑な執行及び事務の執行における責任体制の確立を図ることを目的とする。

### (設置)

第2条 課長補佐は、事務分掌規程第1条に掲げる課、これに相当する組織及び上下水道事業管理者が指定する組織のうち次の基準を満たすもの（以下「課等」という。）に、原則として1人設置する。

(1) 3人以上の係長又は担当係長（以下「係長等」という。）で構成する課等

(2) 上下水道局全般にわたる企画、庶務、予算等特に重要かつ困難な事務を担当する課等

2 前項の規定によっては課長補佐を設置することができない場合は、課長補佐を1人設置することができる。

3 上下水道事業管理者は、当分の間、特に必要と認めるときは、前2項の規定にかかわらず、課長補佐を設置することができる。

### (職務等)

第3条 課長補佐の職務は、課等の長（以下「課長等」という。）の命を受け、課等の事務の進行管理及び連絡調整等を行うことにより、課長等を補佐するものとする。

2 課長補佐は、係長等の権限を併せ持つものとする。

3 川崎市上下水道局事務決裁規程（昭和62年水道局規程第15号）別表管

理者決裁事項及び部課長専決事項 2 人事・労務事項に係る事案については、課長補佐に回議しないものとする。

- 4 課長等が不在の場合には、課長補佐がその事案（前項に掲げる事案を除く。）を代決するものとする。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。